

神戸市告示第 380 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、形質変更時  
要届出区域の一部の指定を次のとおり解除する。

平成 24 年 8 月 31 日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 一部の指定を解除する形質変更時要届出区域（別図のとおり）

灘区岩屋北町 1 丁目 8 番 2 の一部

灘区岩屋北町 1 丁目 8 番 3 の一部

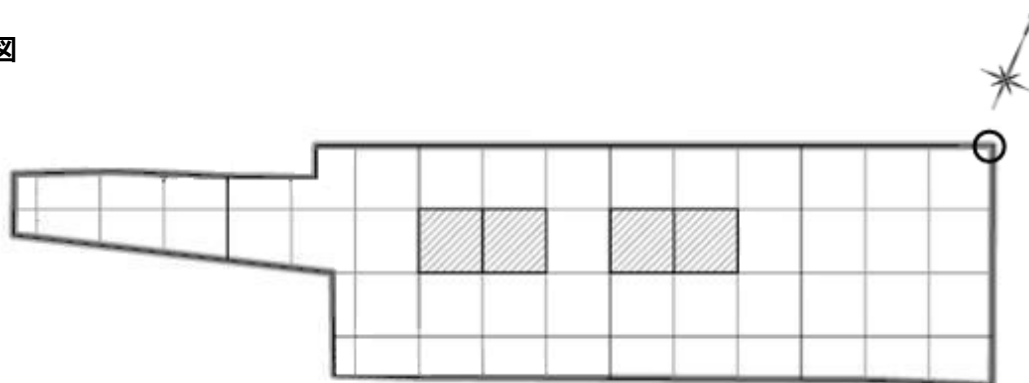
2 特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

別図



○ 起点

— 敷地境界

▨ 形質変更時要届出区域  
の指定を解除する区域

<起点>

起点は灘区岩屋北町 1 丁目 8 番 3 の  
金属標 KF13 とする。

<格子の回転角度>

66° 47' 8"

起点を通り、東西方向及び南北方向  
に引いた線並びにこれらと平行して  
10m 間隔で引いた線により形成さ  
れる格子を、起点を支点として座標  
北から時計回りに回転させた角度を  
示す。